

## 歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和6年2月20日

独立行政法人水資源機構  
木曾川用水総合管理所  
所長 本田 毅

### 1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、木曾川用水総合管理所で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

### 2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、木曾川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

### 3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出して下さい。

なお、参考見積書の様式は問いません。

- (2) 提出期間：令和6年2月21日(水) から 令和6年3月7日(木) まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、  
午前9時から午後5時まで

- (3) 提出先

独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 所長 本田 毅 宛

【担当】管理課 川北 健二郎

〒495-0036 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1

TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482

- (4) 提出方法

書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

### 4. 参考見積内容

- (1) 業務概要等

別紙-1の通りとする。

- (2) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（１）「業務数量及び業務内容」を実施する為に必要な技術者、資機材の人数等を徴取します（別紙－２参照）。

（３）技術者の職種と定義

国土交通省が公表予定である「令和６年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

５．募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

（１）提出期間：令和６年２月２１日（水）から令和６年３月２日（金）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで

（２）提出場所：３．（３）に同じ。

（３）提出方法：３．（４）に同じ。

６．質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

（１）閲覧期間：令和６年２月２１日（水）から令和６年３月７日（木）まで

（２）閲覧方法：ホームページに掲載します。

７．参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とする。

８．ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

９．その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

(別紙-1)

# 見積り依頼書

令和6年2月

独立行政法人 水資源機構

木曾川用水総合管理所

## (別紙-1)

業務発注の参考とするため、下記の項目について、歩掛見積りの作成を依頼します。

1. 件 名 木曾川用水濃尾第二施設河川協議書作成業務（仮）
2. 目 的 この歩掛参考見積の依頼は、木曾川用水総合管理所で予定している木曾川用水濃尾第二地区における河川協議書作成業務の積算の参考とするための作業歩掛を依頼するものです。
3. 業務場所 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1 木曾川用水総合管理所
4. 対 象 木曾川用水（濃尾第二地区）

### 5. 内 容

#### 第1節 業務目的

本業務は、木曾川用水濃尾第二地区に関し、必要水量を算出する用水量計算プログラムを用いた河川協議用の必要水量の算出を行い、それらの結果を、河川管理者へ提出する河川法第23条協議書としてとりまとめるものである。

また、用水量計算プログラムを用いて、計画・現行・今回協議の比較を行うものである。

#### 第2節 計画準備

業務目的及び業務内容を把握したうえで、業務計画書を作成するものとする。

#### 第3節 用水量計算プログラムの点検

1. 過年度業務において作成した用水量計算プログラムについて、条件毎の需要量が最大となる半旬において、数値、数式等が関連する計算に引き継がれているか、計算結果が正しいか等を点検するものとする。
2. 用水量計算プログラムに不具合があった場合は、速やかに調査職員に報告するものとする。

#### 第4節 必要水量の算出等

##### 4-1 水利諸元の整理

必要水量算出に使用されている水利諸元等について、高収益作物に係る諸元等について整理を行うものとする。

##### 4-2 必要水量の算出

過年度業務においてとりまとめた水利諸元及び本業務において点検した用水量計算プログラムを用いて、必要水量を算出するものとする。

#### 第5節 河川法第23条協議書等の作成

##### 5-1 水利諸元の新旧対比表の作成

現行（旧）と今回協議（新）の水利諸元の新旧対比表を作成するものとする。

##### 5-2 協議書(案)の作成

1. 河川法第23条協議書を作成するものとする。
2. 協議書(案)の様式は、現同意河川協議資料をベースとする。なお、協議書に添付する必要水量の算出根拠資料の計算表は、本業務において点検した用水量計算プログラムを用いて作成するものとする。

## (別紙-1)

### 5-3 河川協議説明資料の作成

河川協議に必要な説明資料（A4 20 ページ程度）をパワーポイントで作成するものとする。  
資料は、営農計画、水利諸元調査、地区特性等で構成するものとする。

### 第6節 点検とりまとめ

成果をとりまとめ、報告書を作成し、照査を行うものとする。

## 6. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

以上

(別紙 - 2)

見積様式 (参考)

(人)

項目	主任技術者	理事	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
計画準備								
用水量計算プログラムの点検								
必要水量の算出等								
河川法第23条協議書等の作成								
点検とりまとめ								

可能な限り、公共労務単価にて記載をお願いします。

上記項目にない労務単価は適宜追加してください。